

昭和四十一年大蔵省令第五十九号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
施行令第一条第一項第三号に規定する担保
権者を定める省令

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行
令第一条第三号の規定に基づき、特別弔慰金国庫
債券の担保権の設定に関する省令を次のように定
める。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施
行令（昭和四十年政令第百八十三号）第一条第
一項第三号に規定する担保権者となることがで
きる者は、次に掲げるものとする。

株式会社日本政策金融公庫
沖縄振興開発金融公庫

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十七年七月一五五大蔵省令
第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十四年五月一一日大蔵省令
第二七号） 抄

¹ この省令は、公布の日から施行し、昭和五十
四年四月一日から適用する。

附 則 （平成一一年九月三〇日大蔵省令
第八七号）

この省令は、平成十一年十月一日から施行す
る。

附 則 （平成二〇年九月三〇日財務省令
第六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施
行する。

附 則 （平成二七年三月三一日財務省令
第一四号）

この省令は、平成二七年四月一日から施行
する。